

【E15】年金受給権の記録に係る勧告の変更

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<p>・雇用に関連した年金の受給権 (pension entitlement) は、法的強制力が期待される取決めである。年金受給権は、必要な資産が別個に準備されているか否かを問わず、家計に対する債務として扱う。</p> <p>< 社会保障以外の雇用関連年金制度 ></p> <p>・ <u>確定給付型 (defined benefit) の雇用関連年金制度</u>について、以下のように記録する^{1 2}。</p> <p>① ある期における「<u>雇主の年金負担</u>」は、<u>雇用者が当該期間に獲得した年金受給権 (数理的に算出) の現在価値の増分 (現在勤務増分) に、年金基金による制度運営費用 (以下、「年金制度の手数料」という。) を加え、「家計の現実年金負担」を控除した額とする³。</u></p> <p>② 上記の額と「<u>雇主の現実年金負担</u>」の差は、「<u>雇主の帰属年金負担</u>」として記録し、雇主の現実年金負担とともに雇用者報酬の一部を構成する。</p> <p>③ 当該期に、<u>雇用者⁴の年金受給が一期近づくことによる年金受給権の現在価値の増分 (割引率の巻き戻し分。過去勤務増分) は、「年金受給権に係る投資所得」として年金基金から雇用者に支払われ、同額が雇用者から年金基金に「家計の追加年金負担」として再投資される。</u></p> <p>④ 可処分所得の使用勘定において、社会負担 (「雇主の現実年金負担」、「雇主の帰属年金負担」、「家計の現実年金負担」、「家計の追加年金負担」。年金制度の手数料を控除) と年金給付 (「その他の社会保険年金給付」) の差を「<u>年金受給権の変動調整</u>」 (adjustment for change in pension entitlement) として家計の受取、年金基金の支払に記録。同時に、同額を金融勘定 (フロー) において、「年金受給権」として、家計の金融資産、年金基金の負債として記録。</p> <p>⑤ <u>年金基金の雇用者に対する年金受給権の負債は、金融勘定と貸借対照表に記録される。当該期の年金受給権残高⁵の変動は、上記①の現在勤</u></p>	<p>・積立型の民間年金制度のみ、貸借対照表において、年金準備金を年金基金部門の負債、家計部門の資産に記録する。このため、社会保障制度や、非積立型の雇主年金制度といった多くの年金制度については、金融資産・負債の認識につながらない。また、認識された年金債務は、利用可能な資金に限定され、雇用者の制度に対する請求権によっては決定されない。</p> <p>・確定給付型と確定拠出型の区別なく、年金に係る雇主の社会負担は、雇主が実際に年金基金に払い込む金額である。</p> <p>・可処分所得の使用勘定において、社会負担 (雇主と雇用者の負担) と社会給付の差を「年金基金年金準備金の変動」として家計の受取、年金基金の支払に記録。同時に、同額を金融勘定 (フロー) において、「年金準備金」として家計の金融資産、年金基金の負債として記録。</p> <p>・年金基金部門の負債として年金準備金残高については、積立型の民間年金制度についてのみ、年金基金部門の運用資産残高と同額を記録。</p>

¹ 2008SNA における社会保障以外の雇用関連年金制度に係るフロー勘定の記録方法の概略については参考 1 参照。

² なお、2008SNA マニュアルにおける確定拠出型年金の取扱については、表章項目名の変更を除いて 1993SNA から変更はない。

³ 2008SNA マニュアルにおいて、現在勤務増分は、雇用者の将来の賃金・俸給の増加が最終的な年金給付に与える影響を考慮せず、雇用者の期待寿命のみを考慮して、数理的に決定されるとしている。

⁴ 将来年金給付を支払うことになる現存の雇用者に加え、将来年金の受給権を持つ元雇用者を含む。

⁵ 年金受給権残高は、確定給付型の場合、雇用者の勤務年数や期待寿命、割引率等から数理的に計算される。なお

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<p>務増分（増加要因）、上記③の過去勤務増分（増加要因）、年金給付支払額（減少要因）、その他（増減要因）からなる。</p> <p>⑥ 年金基金と雇主企業の関係に応じて⁶、年金債務のうち年金資産で賄われない積立不足分は、<u>年金基金の雇主企業に対する債権</u>（「年金基金の対年金管理者請求権」となる）となる</p> <p><社会保障></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障制度を通じて一般政府により提供される年金にかかる受給権の記録は、各国に柔軟性がある⁷。しかし、年金の包括的な分析に必要な情報として、<u>社会保障に係る年金制度の負債とこれに関するフローを示す補足表</u>を提供する。 	



<p>① 2008SNA への対応で求められる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障を除く雇用関連の年金制度のうち、確定給付型年金に係る年金受給権や雇主負担等について、本体系において、所得支出勘定や金融勘定、貸借対照表等において上記勧告のとおり記録を行う。 ・社会保障制度を通じた年金については、本体系では上記のような記録をしないが、<u>補足表</u>として、その他の年金制度と同様の記録を行う。 <p>② 主要計数への影響（概念上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GDP への影響はない（ただし、社会保障制度によらない政府雇用者の年金に係る受給権を上記勧告に則って記録する場合には、雇主の年金負担の変化が、（政府雇用者の）雇員報酬、政府最終消費支出を通じて GDP に影響しうる）。 ・家計貯蓄率の変化要因となる（所得支出勘定における確定給付型の雇用関連年金制度の記録方法の変更により家計貯蓄率に影響がある）。
--

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・確定給付型の雇用関連年金制度（以下、DB 企業年金）については、一ストック勘定（貸借対照表）においては、平成 17 年基準改定以降、基礎統計である「資金循環統計」⁸と整合的に、年金運用資産に加え、それまで未計上だった積立不足分を認識し、これらの合計を家計の「年金準備金」（資産）、年金基金（金融機関）の「年金準備金」（負債）に含めて記録している。加えて、積立不足分について、年金基金の「未収金・未払金等」（資産）、雇主企業の属する制度部門の「未収金・未払金等」（負債）に含めて記録している。なお、現行 JSNA と資金循環統計においては、積立不足分は、「退職給付に係る会計基準」（以下、退職給付会計基準）⁹に基づく上場企業の財務諸表（連結

確定拠出型の場合は年金基金部門の運用資産が年金受給権残高に該当する。

⁶ 2008SNA マニュアルにおいては、雇主企業が年金制度の条件を決定する立場であり続け、資金不足に対する責任を負う場合、上記のような取扱を行うことを勧告。この場合、雇主企業は「年金管理者」、年金基金は「年金運用者」と位置付けられる。

⁷ 本体系における社会保障制度に係る記録方法については、表章項目名の変更以外は 1993SNA からの実質的な変更はない。

⁸ 現行（2011 年 3 月改定）の資金循環統計における年金準備金の記録方法等については参考 2 を参照。

⁹ 企業会計審議会（1998 年 6 月 16 日）。同基準は、我が国においては 2000 年 4 月 1 日から導入された。なお、同基準は、2012 年公表の「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第 26 号）に改訂され、2013 年 4 月以後に開始

決算)における退職給付引当金等をもとに推計しており、そのカバレッジには、DB 企業年金分に加え、退職一時金分も含まれている。

以上のように、貸借対照表では、上場企業に限られるものの、DB 企業年金に係る積立不足分を計上しているという意味において、現行 JSNA は 2008SNA に一部対応済である。

- フロー勘定(所得支出勘定)¹⁰では、1993SNA の勧告に沿って DB 企業年金について、
 - 雇主が現実支払った掛金を「雇主の自発的現実社会負担」として雇用者報酬の内訳(家計の受取)に、
 - 年金資産の運用収益を年金基金から家計に支払われる財産所得(「保険契約者に帰属する財産所得」の内数)として、かつ、家計から年金基金に支払われる「雇用者の自発的社会負担」の内数として、
 - DB 企業年金に係る雇主と雇用者の社会負担と社会給付の差額を「年金基金年金準備金の変動」として、家計の受取、年金基金の支払に、
- 記録している。退職一時金については、現行 JSNA の所得支出勘定では現実の支払額を「雇主の帰属社会負担」等として記録している¹¹。
- ・ 社会保障制度を通じた年金(公的年金)については、1993SNA の勧告に沿って、年金準備金を記録していない。

3. 検討の方向性

① 次回基準改定における対応の考え方(案)

<○: 2008SNA 勧告に沿って対応(一部)>

- ・ DB 企業年金及び退職一時金¹²について、
 - 2. のとおり、ストック勘定(貸借対照表)においては、現行 JSNA でも、資金循環統計と整合的に既に本勧告に沿った発生ベースでの年金準備金(年金受給権)について部分的ではあるが捕捉・計上を行っている。ただし、基礎統計である資金循環統計においては、2016 年を目途に行う同統計の改定において、上場企業中心の財務諸表における「退職給付債務」をもとに、一定の仮定に基づく「膨らまし係数」¹³を用いて、

する事業年度から適用されている(本資料では、新旧基準をまとめて「退職給付会計基準」と呼ぶ)。

¹⁰ フローの金融勘定(資本調達勘定(金融取引))については、「年金準備金」の金融取引については、基礎統計である資金循環統計と同じく、信託銀行等の年金資産の受託機関データから推計される一国分の確定給付企業年金部分の年金資産残高の増減(簿価)から厚生年金基金(年金基金に分類)の「代行返上」を控除したものを集計して、家計の「年金準備金」資産、年金基金の「年金準備金」負債として計上している。また、積立不足分の残高の変動については、資料制約から取引額と調整額に分けることができないため、変動分の全てを調整額(その他の資産量変動勘定)に記録している。

¹¹ 具体的には、雇用者報酬の内訳項目である「雇主の帰属社会負担」として、ある期に企業により現実に支払われた一時金を記録し、家計(雇用者)は同額を社会負担の一部としての「帰属社会負担」として雇主企業の属する制度部門に支払う。他方、雇主企業の属する制度部門から家計に対しては、同額が「無基金雇用者社会給付」として支払われる。

¹² 一般政府部門の雇用者の DB 企業年金や退職一時金については、資料制約上 2008SNA への対応は困難であるため現行 JSNA 通りの扱いを継続し、積立不足分(「年金基金の対年金責任者債権」)は計上しないこととする。

¹³ 日本銀行「2008SNA を踏まえた資金循環統計の見直し方針-ご意見のお願い-」(平成 25 年 10 月 17 日)によれば、企業会計ベースの退職給付債務を一国分の年金受給権に拡張するに当たり、財務諸表データから把握可能な企業会計ベースの年金資産残高(上場企業中心)(A)と、信託銀行等の年金資産の受託機関データから推計される一国分の確定給付企業年金部分の年金資産残高(時価)(B)の比率(B/A)を用いることが検討されている(膨らまし推計のイメージや考え方については参考 3 参照)。

非上場企業も含む一国分を推計し、これを「年金受給権」（年金基金の負債、家計の資産）として記録するとともに、積立不足分については年金基金の雇主企業の属する制度部門に対する「年金基金の対年金責任者債権」¹⁴として記録する予定である。JSNAにおいても、これと整合的な記録を行うことを検討する。

- － フロー勘定（所得支出勘定）についても、本勧告に沿って、雇主負担や財産所得の記録を行うことを検討する。具体的には、企業会計上の「勤務費用」（現在勤務増分に相当）¹⁵や「利息費用」（過去勤務増分に相当）等から DB 企業年金や退職一時金に係る「雇主の年金負担」や「年金受給権に係る投資所得」を推計するとともに、雇主と家計の年金負担の合計と給付の合計（「その他の社会保険年金給付」）の差額を、「年金受給権の変動調整」として記録する¹⁶等の対応を検討する。¹⁷その際、ストック面と同様、勤務費用や利息費用といった企業会計情報は上場企業中心の財務諸表に限られるため、一定の仮定のもと非上場企業を含む一国分を推計することを検討。
- ・ 公的年金については、基礎情報の制約から、補足表に年金受給権に係る取引や残高等を包括的に記録するという勧告には対応せず、厚生労働省等が5年に1度行う年金財政検証で示される年金債務額（年金受給権残高に相当）を参考情報として掲載することを検討。

② 推計方法、試算値

（試算の考え方）

- ・ ここでは、DB 企業年金と退職一時金について、現行 JSNA の記録方法から、企業会計のデータを活用し、本勧告に沿った発生主義の記録方法に変更した場合の家計貯蓄率への影響を試算¹⁸。
- ・ 具体的には、家計の所得支出勘定の各項目において、DB 企業年金及び退職一時金¹⁹関連部分について、以下のような計算を行う（斜字体は企業会計概念の項目）。

(1) 雇主の現実年金負担＋雇主の帰属年金負担＝勤務費用¹⁵＋年金制度の手数料

¹⁴ 資金循環統計では、積立不足分について、現行の「未収・未払金」に含めるという扱いから変更し、独立項目として新たな資産分類名（2008SNA の分類名を若干修正）で記録する方向で検討されている。

¹⁵ 退職給付会計基準では、「従業員からの拠出がある企業年金制度を採用している場合には、勤務費用の計算にあたり、従業員からの拠出額を勤務費用から差し引く」とされている。日本の場合、確定給付型の企業年金のうち従業員の拠出があるものとして厚生年金基金があり、雇主の帰属年金負担の計算上、家計の現実年金負担を控除してしまうと、雇主の帰属年金負担を過小評価することになるため、第6回研究会資料1－3で示した考え方を改めた。

¹⁶ 資金循環統計においては、2008SNA 対応に係る同統計の改定の一環として、JSNA で推計される「年金受給権の変動調整」と整合的になるように「年金受給権」の「取引額」を記録する方向で検討が進められている。この場合、JSNA のフローの金融勘定（資本調達勘定（金融取引））においても同様の記録を行う予定。

¹⁷ JSNA の 2008SNA 対応における所得支出勘定等の項目変更案については参考4参照。

¹⁸ なお、脚注9で記したように、退職給付会計基準は2000年度から適用されたものであり、それ以前の期間については情報に制約がある。また、ここで試算対象としている2005年度より前の期間（2000～2004年度）について適切な膨らまし比率が利用可能かについて、検討が必要。

¹⁹ 退職一時金については、現行 JSNA では脚注11のとおり記録されているが、2008SNA への対応案では、「雇主の帰属年金負担」の中で、DB 企業年金分と合わせて企業会計ベースの計数を計上（家計の雇用者報酬の受取の内訳及び家計から年金基金部門への社会負担の内訳に記録）することを検討。現実には支払われた退職一時金は、やはり DB 企業年金に係る年金給付と合わせて、「その他の社会保険年金給付」に計上することを検討。また、現行 JSNA では、退職一時金については、「負担－給付＝年金基金年金準備金の変動」を記録していない（記録した場合でも同額の負担と給付の差なのでゼロ）が、2008SNA への対応案の下では「負担－給付＝年金受給権の変動調整≠ゼロ」を記録。

$$\left(\begin{array}{l} \text{ここで、雇主の現実年金負担} = \text{現行 JSNA の「雇主の自発的現実社会負担」(うち DB} \\ \text{企業年金分)} \\ \text{年金制度の手数料} = \text{現行 JSNA における DB 企業年金の制度運営費用}^{20} \end{array} \right)$$

(2) 家計の追加年金負担 = 年金受給権に係る投資所得 = *利息費用*

(3) 年金受給権の変動調整 = *勤務費用* + *利息費用* + 家計の現実年金負担
 - その他の社会保険年金給付

$$\left(\begin{array}{l} \text{ここで、家計の現実年金負担} = \text{現行 JSNA の「雇用者の自発的社会負担」から年金} \\ \text{基金の運用収益分(現行 JSNA の「保険契約者に帰} \\ \text{属する財産所得」の内数で、同額が「雇用者の自発} \\ \text{的社会負担」に含まれる)を控除した額}^{21} \text{(うち DB} \\ \text{企業年金分)} \\ \text{その他の社会保険給付} = \text{現行 JSNA の「年金基金による社会給付」+「無基} \\ \text{金雇用者社会給付」(うち DB 企業年金、退職一時} \\ \text{金分)} \end{array} \right)$$

- 3. ①にあるとおり、企業会計ベースの勤務費用と利息費用は、上場企業中心の財務諸表からのみ把握可能であり、非上場企業分を含む一国分を推計する必要がある。ここでは、資金循環統計において採用される、企業会計上の退職給付債務(上場企業中心)を一国分の年金受給権(負債)に拡張するための「膨らまし係数」²²を活用することを検討。

(暫定的な試算結果)²³

- 膨らまし係数に係る一定の仮定の下、DB 企業年金や退職一時金について、本勧告へ対応することによる家計貯蓄率(家計貯蓄 / (家計可処分所得 + 年金受給権の変動調整))への影響を暫定的に試算すると、現行 JSNA に比べて低下する要因となる。

③ 検討課題

- 家計貯蓄率への影響は、「膨らまし係数」に係る一定の前提に大きく依存するものであり、これを含めて推計方法の改善の余地がないか引き続き精査し、JSNA の実物フロー勘定として本勧告に対応するかどうかを慎重に検討する必要がある。
- 仮に対応する場合、その他の課題としては以下がある。
 - 雇用者報酬の一部である雇主の年金負担(現実+帰属)の経済活動別について推計方法を検討する必要がある(財務諸表から勤務費用等の産業別の集計が可能か要検討)。また、雇用者報酬の一部としての雇主の年金負担(現実+帰属)の四半期分割や四半期速報における推計方法についても検討が必要(基礎情報に制約があることから、少

²⁰ DB 企業年金に係る制度運営費用のみであり、退職一時金相当分についてはデータは得られない点に留意が必要。

²¹ なお、2008SNA においては、年金基金の運用資産から生じる運用収益分は家計に支払われるという扱いにはなっていない。その結果、当該部分は「年金受給権の変動調整」には含まれない。

²² 脚注 13 の年金受給権残高の膨らまし係数と同じ(日本銀行「2008SNA を踏まえた資金循環統計の見直し方針-ご意見のお願い-」(平成 25 年 10 月 17 日)より)。

²³ 2008SNA 勧告に従った場合の家計貯蓄率への影響の定性的なメカニズムについては、参考 5 参照。

なくとも一部の系列については四半期等分、前年値横置きの設定を置くなどが一案) 一年金受給権の各期末差と年金受給権の資本取引(年金受給権の変動調整)の差額である調整額を、その他の資産量変動勘定と再評価勘定に分割する方法について検討の必要²⁴(分割が困難なため全額をその他の資産量変動として記録することを検討)。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・資金循環統計の残高表²⁵においては、2011年3月に行われた遡及改定において、2002年3月末以降を遡及範囲として、企業が従業員に対して支払義務を負っている退職給付債務(確定給付型企業年金及び退職一時金)に係る金融資産・負債のうち、それまで未計上であった、年金運用資産でカバーされない部分(積立不足分)の計上を開始。年金運用資産分と積立不足分の合計が、家計の「年金準備金」(資産)、年金基金の「年金準備金」(負債)として記録されるとともに、積立不足分については、年金基金の「未収・未払金」(資産)、雇主企業(非金融法人企業、金融機関)の「未収・未払金」(負債)として記録。なお、上記積立不足分の増減は、全て調整額として記録。
- ・退職給付会計基準に基づく企業の財務諸表においては、本勧告に関連する指標として、「年金資産」、「退職給付債務」、「勤務費用」、「利息費用」が利用可能である(ただし、財務諸表を公表している主に上場企業の連結決算でのみ利用可能)。

<諸外国の導入状況>

- ・アメリカ
2013年7月に行われたNIPA統計(米国の国民経済計算に相当)の包括改定において、本勧告に対応し、社会保障年金を除く確定給付型年金(企業年金等)について、発生主義に基づく記録を行った。これにより、2007年の家計貯蓄率は1.5%ポイント程度上昇したと試算されている。
- ・オーストラリア
2009年に行った2008SNA導入に伴い、確定給付型の政府雇用者年金について、数理計算に基づく年金受給権や関連するフローの記録を行っている(民間の確定給付型年金は未対応)。
- ・英国
2014年に予定されているESA2010への対応に際して、補足表を含めて本勧告への対応を図る予定。

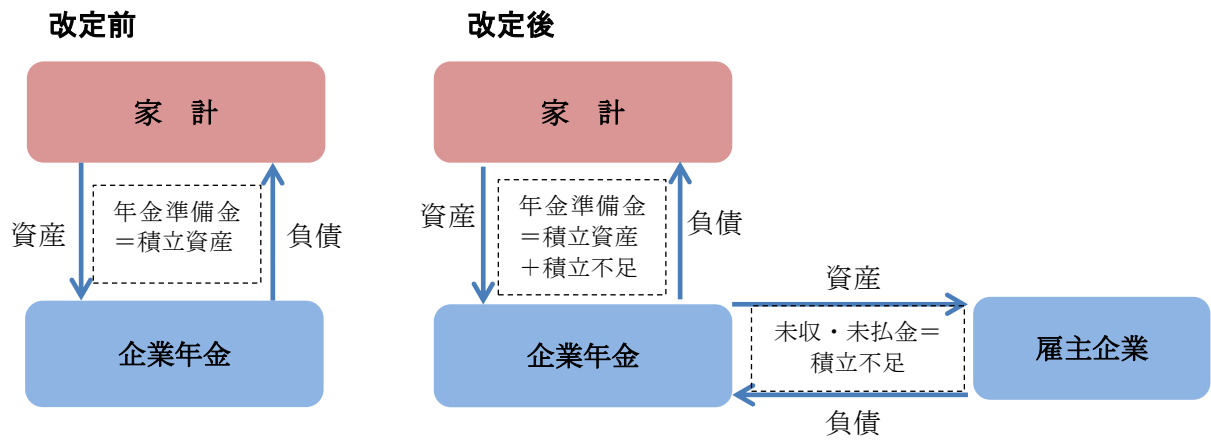
²⁴ 調整勘定における年金受給権の記録内容については、2008SNAでも具体的な記述は限られている。

²⁵ 金融取引表(フロー)や調整表の扱いについては脚注10を参照。

参考1 2008SNA マニュアルにおけるDB 企業年金に係る記録方法

年金基金		法人企業(雇主)		家計(雇用者)	
生産勘定	使途	源泉 産出(F年金制度の手数料)	使途	源泉	源泉
所得の発生勘定	使途	源泉	使途 雇用人報酬 A 雇主の現実年金負担 B 雇主の帰属年金負担 = 現在勤務増分 - 家計の現実年金負担(D) + 年金制度の手数料(F) - 雇主の現実年金負担(A)	源泉	源泉
第1次所得の配分勘定					
財産所得	使途	源泉	使途	源泉	源泉
C 年金受給権に係る投資所得 = 過去勤務増分					財産所得 C 年金受給権に係る投資所得 雇用人報酬 A 雇主の現実年金負担 B 雇主の帰属年金負担
所得の第2次配分勘定					
現物社会移転以外の社会給付	使途	源泉	使途	源泉	源泉
E その他の社会保険年金給付 = 年金受給権に係る投資所得					現物社会移転以外の社会給付 E その他の社会保険年金給付 = 年金受給権に係る投資所得
所得の使用勘定					
年金受給権の変動調整	使途	源泉	使途	源泉	源泉
A+B+C+D-F-E ↓ 金融勘定における負債側に記録					最終消費支出 (F年金制度の手数料) 年金受給権の変動調整 A+B+C+D-F-E ↓ 金融勘定における資産側に記録

参考 2-1 資金循環統計の遡及改定（2011年3月）におけるDB企業年金等記録方法の変更（残高表）



参考 2-2 資金循環統計におけるDB企業年金等の記録方法変更の影響（残高表）

(2010年3月末時点)

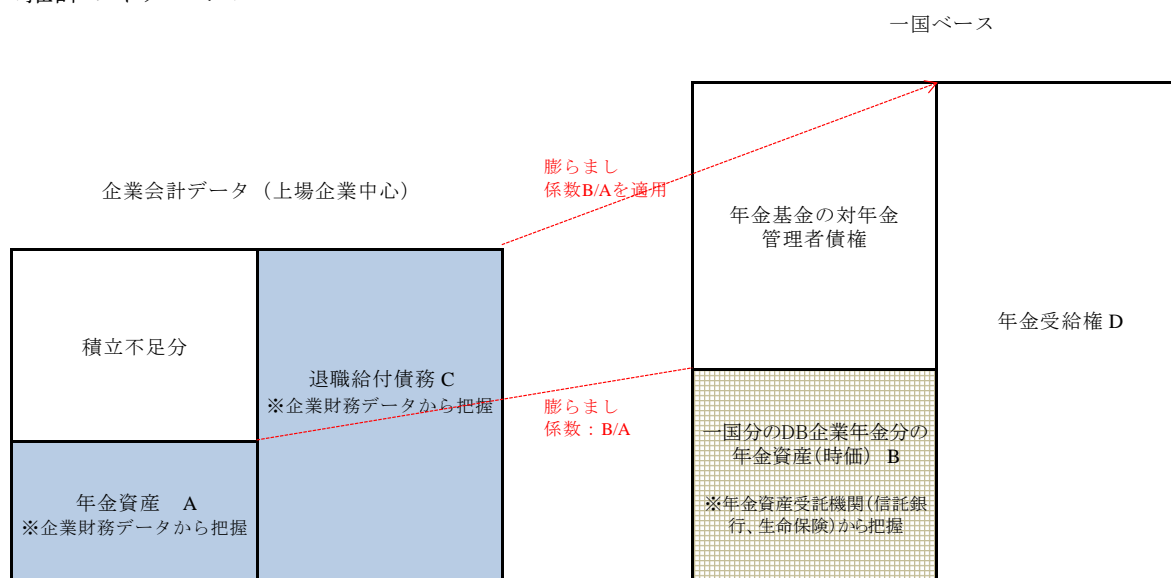
項目名	部門	残高の増減
年金準備金	家計（資産）	約 29.4 兆円の増加
	企業年金（負債）	約 29.4 兆円の増加
未収・未払金	企業年金（資産）	約 29.4 兆円の増加
	民間非金融法人企業（負債）	約 27.1 兆円の増加
	国内銀行（負債）	約 2.2 兆円の増加

(出所) 日本銀行「資金循環統計の遡及改定について」(2011年3月23日)より作成。

(注) 上記の変更の結果、年金準備金は、従来の年金資産分(約79兆円)に29.4兆円の積立不足分を加えたもの(約108兆円)になっている。

参考3 年金受給権残高に係る膨らまし推計

<推計のイメージ>



<推計方法>

$D = (B/A) \times C$ により、一国の年金受給権残高を推計。

<留意点>

上記の膨らまし推計では、上場企業と非上場企業において、DB企業年金や退職一時金に係る退職給付債務と、これに対応する年金資産の関係が等しいということを想定している。この仮定の妥当性については議論はありうるが、非上場企業の年金等に関する基礎資料の制約を踏まえれば、他により適当な手法は見当たらないことから、次回基準改定においては、上記の方法により年金受給権に係る推計を行うことを検討する。

参考4 2008SNA マニュアルを踏まえた JSNA の関連表章項目の変更案
(社会保障を除く雇用関連の年金制度に関係する部分)

勘定名	現行 JSNA (1993SNA ベース)	2008SNA 対応案
第1次所得の配分勘定	雇主の自発的現実社会負担	雇主の現実年金負担 (名称変更)
	保険契約者に帰属する財産所得 (の内数)	雇主の帰属年金負担 (新設) 年金受給権に係る投資所得 (概念・名称変更)
所得の第2次分配勘定	雇用者の自発的社会負担	家計の現実年金負担 (名称変更) 家計の追加年金負担 (新設。年金受給権に係る投資所得と同額)
	年金基金による社会給付	その他の社会保険年金給付 (名称変更)
		年金制度の手数料 (新設)
可処分所得の使用勘定	年金基金年金準備金の変動	年金受給権の変動調整 (概念・名称変更)
金融勘定、貸借対照表	年金準備金	年金受給権 (概念・名称変更)
		年金基金の対年金責任者債権 (未収金・未払金等から分離計上)

(備考) 2008SNA における実物フロー勘定の表章項目との対応 (網掛けが上表右欄と対応する項目²⁶)

雇用者報酬

賃金・俸給
雇主の社会負担
雇主の現実社会負担
雇主の現実年金負担
雇主の現実非年金負担
雇主の帰属社会負担
雇主の帰属年金負担
雇主の帰属非年金負担

財産所得

利子
法人企業の分配所得
配当
準法人企業所得からの引き出し
海外直接投資の再投資収益
投資所得払い
保険契約者に帰属する投資所得
年金受給権に係る投資所得
投資信託投資者に帰属する投資所得
賃貸料

社会負担

雇主の現実社会負担
雇主の現実年金負担
雇主の現実非年金負担
雇主の帰属社会負担
雇主の帰属年金負担
雇主の帰属非年金負担
家計の現実社会負担
家計の現実年金負担
家計の現実非年金負担
家計の追加社会負担
家計の追加年金負担
家計の追加非年金負担
年金制度の手数料 (控除項目)

現物社会移転以外の社会給付

現金による社会保障給付
社会保障年金給付
現金による社会保障非年金給付
その他の社会保険給付
その他の社会保険年金給付
その他の社会保険非年金給付
現金による社会扶助給付

年金受給権の変動調整

²⁶ 2008SNA では社会負担や社会給付について、年金と非年金に区別しているが、ここでは DB 企業年金と退職一時金を合わせて「年金」と位置付けて表章名(案)としている(また、基礎統計上、負担側(企業会計上の勤務費用や利息費用)を DB 企業年金分と退職一時金分に分けることは不可能)。

参考5 2008SNA への対応する場合の家計貯蓄率への定性的影響（概念）

現行 JSNA	今回試算（2008SNA ベース）
<p>可処分所得 = 保険契約者に帰属する財産所得 + 年金基金による社会給付 + 雇主の帰属社会負担－帰属社会負担 + 無基金雇用者社会給付 + 雇主の自発的現実社会負担－雇主の自発的現実社会負担 - 雇用者の自発的社会負担（*） + その他の取引（**）</p> <p>= 年金基金による社会給付 + 無基金雇用者社会給付 - （雇用者の自発的社会負担（*）－保険契約者に帰属する財産所得） + その他の取引（**）</p> <p>（*）保険契約者に帰属する財産所得（DB 分）を含む （**）DB 以外の年金分を含む</p>	<p>可処分所得 = 年金受給権に係る投資所得 + その他の社会保険年金給付（※） + 雇主の現実年金負担（※） + 雇主の帰属年金負担（※） - 雇主の現実年金負担（※） - 雇主の帰属年金負担（※） - 家計の現実年金負担 - 家計の追加年金負担（※）（※※） + 年金制度の手数料 + その他の取引（※※※）</p> <p>= その他の社会保険年金給付（※） - 家計の現実年金負担 + 年金制度の手数料 + その他の取引（※※※）</p> <p>（※）退職一時金分を含む （※※）年金受給権に係る投資所得と同額 （※※※）DB 以外の年金分を含む</p>
<p>年金基金年金準備金の変動 = 雇主の自発的現実社会負担 + 雇用者の自発的社会負担（*） - 年金基金による社会給付 - その他（注1）</p> <p>（注1）DB 以外の年金分</p>	<p>年金受給権の変動調整 = 雇主の現実年金負担（※） + 雇主の帰属年金負担（※） + 家計の現実年金負担 + 家計の追加年金負担（※） - 年金制度の手数料 - その他の社会保険年金給付（※） - その他（注1）</p> <p>（注1）DB 以外の年金分</p>
<p>可処分所得＋年金基金年金準備金の変動 = 無基金雇用者社会給付 + 雇主の自発的現実社会負担 + 保険契約者に帰属する財産所得 + その他の取引（注2）</p> <p>（注2）その他の取引（**）から DB 以外の年金関連の受払を除いたもの</p>	<p>可処分所得＋年金受給権の変動調整 = 雇主の現実年金負担（※） + 雇主の帰属年金負担（※） + 家計の追加年金負担（※） + その他の取引（注2）</p> <p>（注2）その他の取引（※※※）から DB 以外の年金関連の受払を除いたもの</p>
<p>家計貯蓄率 = 1 - （消費 / （雇主の自発的現実社会負担 + 無基金雇用者社会給付 + 保険契約者に帰属する財産所得 + その他の取引（注2）））</p>	<p>家計貯蓄率 = 1 - （消費 / （雇主の現実年金負担 + 雇主の帰属年金負担 + 家計の追加年金負担 + その他の取引（注2）））</p>

※その他の取引項目や、家計最終消費支出については新旧で変化しないと仮定。

<家計貯蓄率に影響する理由>

- ・可処分所得の段階では、今回試算は、現行 JSNA とは、年金制度の手数料分異なる。
- ・現行 JSNA の「年金基金年金準備金の変動」と今回試算の「年金受給権の変動調整」では、社会負担の記録の方法により計数が異なる。